

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：朝来市水道事業会計

|         |               |                   |   |
|---------|---------------|-------------------|---|
| 事業名     | 末端給水事業（上水道事業） |                   |   |
| 事業開始年月日 | 昭和42年4月1日     | 地方公営企業法の適用・非適用    | <input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用 |
| 団体名*    | 朝来市           | 職員数*（H19. 4. 1現在） | 11  |
| 構成団体名   |               |                   |   |

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

|            |           |                 |           |
|------------|-----------|-----------------|-----------|
| 資本費        | 109円(H18) | 公営企業債現在高（百万円）   | 4,961     |
| 累積欠損金（百万円） |           | 利益剰余金又は積立金（百万円） | 698       |
| 不良債務（百万円）  |           | 財政力指数*          | 0.496     |
| 資金不足比率（%）  |           | 実質公債費比率*（%）     | 18.2(H19) |
|            |           | 経常収支比率*（%）      | 87.6(H18) |

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

|   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容<br><input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容<br><input type="checkbox"/> 該当なし  |
| [合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：生野町、和田山町、山東町、朝来町]<br>合併と同時に水道事業（上水道事業）は、目標年次（平成27年度）の給水人口32,943人、一日最大給水量24,560m <sup>3</sup> と定め経営統合した。<br>本水道事業の施策目標を「安全でおいしい水を安定的に供給する」とし、次の施策内容を掲げている。<br>①安定した水源を確保する ②安全な水質を確保する ③災害に強い水道供給体制を整える |

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

| 区分       | 内容   |
|----------|--|
| 計画名      | 朝来市水道事業経営健全化計画   |
| 計画期間     | 平成19年～23年度   |
| 計画策定責任者  | 朝来市長 井上英俊  |
| 既存計画との関係 | 朝来市行財政改革大綱(H19～H23)、朝来市総合計画・基本構想(H19～H23)<br>朝来市行財政改革実施計画（集中改革プラン）<br>朝来市水道事業中期経営計画(H18～H22)                   |
| 公表の方法等   | 広報誌、HPによる公表、本会議・産業建設常任委員会への報告（H19.12予定）  |
| 基本方針     | 地方公営企業の「事業の公共性」「企業としての性格」の観点から、独立採算制の原則を堅持しつつ、公共性と経済性のバランスを図り、企業努力による経営の効率性を高めるとともに、透明性の高い企業経営を目指すため、本計画を策定する。 |

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

| 区 分        |         | 年利5%以上6%未満 | 年利6%以上7%未満 | 年利7%以上 | 合 計 |
|------------|---------|------------|------------|--------|-----|
| 旧資金運用部資金   | 繰上償還希望額 | 164        | 204        | 202    | 570 |
|            | 補償金免除額  | 19         | 41         | 39     | 99  |
| 旧簡易生命保険資金  | 繰上償還希望額 |            |            |        |     |
| 公営企業金融公庫資金 | 繰上償還希望額 | 6          | 40         | 33     | 78  |

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

| 事業債名                                 |              | 年利5%以上6%未満<br>(平成21年度末残高) | 年利6%以上7%未満<br>(平成20年度末残高) | 年利7%以上<br>(平成19年度末残高) | 合 計     |
|--------------------------------------|--------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|---------|
| 公<br>営<br>企<br>業<br>債                | 水道事業債（上水道事業） | 164,364                   | 204,103                   | 201,646               | 570,113 |
|                                      |              |                           |                           |                       | 0       |
|                                      |              |                           |                           |                       |         |
|                                      |              |                           |                           |                       |         |
| 合 計 (A)                              |              | 164,364                   | 204,103                   | 201,646               | 570,113 |
| 一<br>般<br>会<br>計<br>の<br>再<br>掲<br>分 | ※上記のうち       |                           |                           |                       |         |
|                                      |              |                           |                           |                       |         |
|                                      |              |                           |                           |                       |         |
| 合 計 (B)                              |              |                           |                           |                       |         |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B)                  |              | 164,364                   | 204,103                   | 201,646               | 570,113 |

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

| 事業債名                                 |        | 年利5%以上6%未満<br>(平成21年度末残高) | 年利6%以上7%未満<br>(平成21年度末残高) | 年利7%以上<br>(平成20年度9月期残高) | 合 計 |
|--------------------------------------|--------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|-----|
| 公<br>営<br>企<br>業<br>債                |        |                           |                           |                         |     |
|                                      |        |                           |                           |                         |     |
|                                      |        |                           |                           |                         |     |
|                                      |        |                           |                           |                         |     |
| 合 計 (A)                              |        |                           |                           |                         |     |
| 一<br>般<br>会<br>計<br>の<br>再<br>掲<br>分 | ※上記のうち |                           |                           |                         |     |
|                                      |        |                           |                           |                         |     |
|                                      |        |                           |                           |                         |     |
| 合 計 (B)                              |        |                           |                           |                         |     |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B)                  |        |                           |                           |                         |     |

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

| 事業債名                                 |              | 年利5%以上6%未満<br>(平成20年度9月期残高) | 年利6%以上7%未満<br>(平成20年度9月期残高) | 年利7%以上<br>(平成19年度末残高) | 合 計    |
|--------------------------------------|--------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|--------|
| 公<br>営<br>企<br>業<br>債                | 水道事業債（上水道事業） | 5,508                       | 36,328                      | 32,224                | 74,060 |
|                                      |              |                             |                             |                       |        |
|                                      |              |                             |                             |                       |        |
|                                      |              |                             |                             |                       |        |
| 合 計 (A)                              |              | 5,508                       | 36,328                      | 32,224                | 74,060 |
| 一<br>般<br>会<br>計<br>の<br>再<br>掲<br>分 | ※上記のうち       |                             |                             |                       |        |
|                                      |              |                             |                             |                       |        |
|                                      |              |                             |                             |                       |        |
| 合 計 (B)                              |              |                             |                             |                       |        |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B)                  |              | 5,508                       | 36,328                      | 32,224                | 74,060 |

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

| 区 分  | 内 容   |         |         |
|--|---|---------|---------|
| 財務上の特徴   | <p>朝来市の水道事業は、平成17年4月1日の町村合併を機に旧朝来郡4町の水道事業（上水道事業）を経営統合した。水道料金は合併時に一番低廉であった町の料金体系に統一したため、経営状態は決して楽観視できないが、経費節減に努め、平成18年度決算では18,966千円の純利益を計上することができた。しかしながら、給水人口1人当りの管路延長は10.6mと長く地形的に一元的な給水は不可能であり、経常経費や減価償却費が営業費用に占める割合は高く、収益力は弱いのが現状である。給水人口は年々減少しており、その傾向は今後も続く予想され、給水収益の増加は見込めない。</p> |         |         |
|  | 財務指標  | 平成17年度  | 平成18年度  |
|  | 経常収支比率  | 100.38% | 102.60% |
|  | 営業収支比率  | 125.31% | 127.05% |
|  | 減価償却率   | 3.27%   | 3.34%   |
|  | 供給単価  | 157.15円 | 155.69円 |
|  | 給水原価  | 165.83円 | 162.37円 |
|  | <p>経常収支比率、営業収支比率は、合併後100%以上であり、また17年度に比べ18年度はいずれの指標も好転している。しかし、依然給水原価が供給単価を上回っており、経営の状況は決して正常な範囲とは言いがたく、事業を効率的に運営するためにそれらの解消が求められている。</p>   |         |         |
| 経 営 課 題  | <p>課 題 ① 職員の純減や人件費の総額の削減</p>  |         |         |
|  | <p>朝来市行財政改革集中改革プランに基づき、定員管理の適正化を図るため、定員適正化計画を着実に実行する必要がある。</p>  |         |         |
|  | <p>課 題 ② 料金の適正化</p>   |         |         |
|  | <p>現状の料金体系では、給水原価が供給単価を上回っている状況にあり、今後も継続することが予測されるため、適正な料金体系に改定する必要がある。</p>   |         |         |
|  | <p>課 題 ③ 維持管理費の節減</p>   |         |         |
|  | <p>平成18年度の有収率は86.5%であり、維持管理費用と直結している有収率の向上に努め、維持管理経費の節減を図る必要がある。</p>  |         |         |
| <p>課 題 ④ 未収金徴収対策の強化</p>  |   |         |         |
| <p>平成18年度は積極的に徴収対策を推進したことにより、実質過年度未収金徴収率は、対前年前年比7.8%向上したが、なお、23,817千円と高額な未収金がある。より一層の徴収対策を強化する必要がある。</p> |   |         |         |
| <p>課 題 ⑤ 職員の意識改革の向上</p>  |   |         |         |
| <p>水道事業経営の健全化や、市民からの質の高いサービスの提供を求められることが予想される中で、職員はその自覚と知識を身に付ける必要がある。</p>                               |   |         |         |
| 留 意 事 項  |   |         |         |

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

|                                      | 平成14年度<br>(計画前5年度)<br>(決算) | 平成15年度<br>(計画前4年度)<br>(決算) | 平成16年度<br>(計画前3年度)<br>(決算) | 平成17年度<br>(計画前々年度)<br>(決算) | 平成18年度<br>(計画前年度)<br>(決算見込) | 平成19年度<br>(計画初年度) | 平成20年度<br>(計画第2年度) | 平成21年度<br>(計画第3年度) | 平成22年度<br>(計画第4年度) | 平成23年度<br>(計画第5年度) |     |
|--------------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----|
| 資金不足比率 (%) (再掲)                      |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |     |
| 料金回収率※ (%)                           | 100.1                      | 96.5                       | 87.3                       | 95.5                       | 96.3                        | 95.5              | 96.4               | 97.4               | 113.7              | 112.3              |     |
| 総収支比率(法適用) (%)                       | 108.1                      | 106.3                      | 102.2                      | 100.4                      | 102.4                       | 102.2             | 101.8              | 103.1              | 116.3              | 114.8              |     |
| 経常収支比率(法適用) (%)                      | 108.1                      | 106.3                      | 100.5                      | 100.4                      | 102.4                       | 102.2             | 101.8              | 103.1              | 116.3              | 114.8              |     |
| 営業収支比率(法適用) (%)                      | 137.3                      | 128.3                      | 121.4                      | 128.5                      | 128.0                       | 122.0             | 121.0              | 121.0              | 140.0              | 139.0              |     |
| 累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)                |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |     |
| 収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)               |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |     |
| 不良債務比率(法適用)又は<br>赤字比率(法非適用) (%) (再掲) | 0.0                        | 0.0                        | 0.0                        | 0.0                        | 0.0                         | 0.0               | 0.0                | 0.0                | 0.0                | 0.0                |     |
| 繰入金比率                                | 収益的収入分 (%)                 | 5.4                        | 8.4                        | 9.5                        | 2.9                         | 2.8               | 5.9                | 4.2                | 4.1                | 1.2                | 1.2 |
|                                      | うち基準内繰入金 (%)               | 2.0                        | 3.3                        | 2.6                        | 1.2                         | 1.7               | 1.3                | 1.1                | 1.0                | 0.9                | 0.9 |
|                                      | うち基準外繰入金 (%)               | 3.1                        | 6.3                        | 4.0                        | 0.4                         | 0.0               | 4.5                | 3.1                | 3.1                | 0.4                | 0.4 |
|                                      | うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)        |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |     |
|                                      | うち赤字補てん的なもの (%)            | 3.1                        | 6.3                        | 4.0                        | 0.4                         | 0.0               | 4.0                | 2.7                | 2.7                |                    |     |
|                                      | 資本的収入分 (%)                 | 8.4                        | 15.2                       | 15.8                       | 5.7                         | 1.7               | 2.5                | 2.9                | 5.4                | 3.8                | 3.0 |
|                                      | うち基準内繰入金 (%)               | 8.0                        | 9.1                        | 12.0                       | 5.7                         | 1.7               | 1.9                | 2.1                | 4.5                | 3.1                | 2.5 |
|                                      | うち基準外繰入金 (%)               | 0.4                        | 6.2                        | 3.8                        |                             |                   | 0.6                | 0.7                | 0.9                | 0.6                | 0.6 |
|                                      | うち赤字補てん的なもの (%)            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |     |

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

| 条件項目                      | 収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）  |          |       |           |     |          |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |
|---------------------------|---|----------|-------|-----------|-----|----------|--------|-------|----------|-----|-----------|--------|-------|----------|-----|-----------|--------|-------|----------|-----|-----------|
| 1 料金設定の考え方、料金収入の見込み       | <p>平成17年4月1日に合併した時点で、合併町の中で料金の最も低廉な町の料金体系に統一した。合併後の料金収入は、年々減少しており、今後も給水人口の減少や省資源、節水型の社会構造の変化などにより料金収入の減少傾向は続く予想される。</p> <p>朝来市の口径13mmにおける10㎡当りの料金は、1,520円となっており、近隣の市町との比較では、安い市町とでは360円高く、高い市町とでは120円安くなっている。</p> <p>水道料金は、給水サービスの対価であり、できるだけ低廉かつ公平であるとともに、地域住民の要求する水の需要が良質であり、量、質とともに充足できるように適正に定め、同時に事業の効率的な運営を前提するものであり、給水に要する原価を償うものでなければならないと考えている。</p> <p>現段階では、給水原価が供給単価を上回っており、それらを解消するため料金の改正は不可欠であると考えており、平成22年度改定を目標に今年度からその準備を進めている。</p>  |          |       |           |     |          |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |
| 2 他会計繰入金の見込み              | <p><b>収益的収支</b></p> <p><b>基準内繰入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓等に要する経費 1本当り 3,250円</li> <li>・簡易水道統合前の簡易水道の建設改良のため発行された企業債にかかる利息の1/2相当額</li> </ul> <p><b>基準外繰入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の料金体系は、合併時に一番低廉であった料金体系に統一した。そのため単年度で発生する不足額については、一定期間一般会計からの補助をもって当てるとしている。（合併協議会確認事項）</li> <li>・合併以前の政策的な施策の事業実施のため、水道事業が配水管等を布設するのに必要な財源を企業債の発行をもって確保した。その利息の1/2相当額</li> </ul> <p><b>資本的収支</b></p> <p><b>基準内繰入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助の対象となった水道水源施設に係る建設改良費(与布土ダム負担金)の1/3相当額</li> <li>・簡易水道統合前の簡易水道の建設改良のため発行された企業債にかかる元金償還額の1/2相当額</li> </ul> <p><b>基準外繰入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併以前の政策的な施策の事業実施のため、水道事業が配水管等を布設するのに必要な財源を企業債の発行をもって確保した。その元金の1/2相当額</li> </ul>  |          |       |           |     |          |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |
| 3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み | <p><b>緊急時連絡配管</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震時や大規模な漏水事故などの非常時に旧町間で水を相互に融通することにより、給水安定性の向上、必要とされる飲料水の確保を目的として、平成19年度から国庫補助事業の採択を受け(補助率1/3)、5年間の継続事業として実施する。</li> </ul> <p>布設延長L=14,550m 総事業費 974,000千円</p> <p>平成19年度から23年度までの財源内訳(各年度共通)</p> <p>国庫補助金63,600千円/年、企業債127,200千円/年</p> <p>・将来にわたり安定的に水が供給できる水源を確保するため、兵庫県が事業を進めている与布土ダム事業に共同事業者と参画している。また、与布土ダムから取水した水を浄水するため、平成21年度からダムの供用開始までの間(平成21年度から24年度)で浄水場等の整備をおこなう。</p> <p>浄水場整備は、国庫補助事業で整備予定。補助率は既得水利権(1,000㎡/日)の1/3</p> <p>ダムからの取水 2,450㎡/日 総事業費 1,474,000千円(浄水場等施設整備費)</p> <p><b>財源内訳</b></p> <table border="1" data-bbox="683 1388 1444 1508"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>国庫補助金</td> <td>6,600千円</td> <td>企業債</td> <td>42,400千円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>国庫補助金</td> <td>35,100千円</td> <td>企業債</td> <td>222,900千円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>国庫補助金</td> <td>77,100千円</td> <td>企業債</td> <td>490,000千円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>国庫補助金</td> <td>80,900千円</td> <td>企業債</td> <td>514,000千円</td> </tr> </table> | 平成21年度   | 国庫補助金 | 6,600千円   | 企業債 | 42,400千円 | 平成22年度 | 国庫補助金 | 35,100千円 | 企業債 | 222,900千円 | 平成23年度 | 国庫補助金 | 77,100千円 | 企業債 | 490,000千円 | 平成24年度 | 国庫補助金 | 80,900千円 | 企業債 | 514,000千円 |
| 平成21年度                    | 国庫補助金   | 6,600千円  | 企業債   | 42,400千円  |     |          |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |
| 平成22年度                    | 国庫補助金   | 35,100千円 | 企業債   | 222,900千円 |     |          |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |
| 平成23年度                    | 国庫補助金   | 77,100千円 | 企業債   | 490,000千円 |     |          |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |
| 平成24年度                    | 国庫補助金   | 80,900千円 | 企業債   | 514,000千円 |     |          |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |        |       |          |     |           |

| 条件項目                     | 収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）   |
|--------------------------|--|
| 4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの | <p>収益的収入<br/>平成22年度料金改定を行い、単年度で約100,000千円以上を見込み、増加していく起債の利息償還、減価償却費に当てるとともに、一般会計からの基準外繰入を解消する。<br/>当年度純利益は、法的に定められている以外は剰余金とし、収益的収入が不足した場合の補填財源とする。<br/>料金改定までは一般会計から平成19年度30,000千円、20年度20,000千円、21年度20,000千円を赤字補填として受け入れる予定である。</p> <p>収益的支出<br/>職員給与費は、平成19年度74,000千円、20年度以降は71,000千円に据え置き、維持管理を民間委託することにより20年度以降経費が2,000千円増加することとなるが、差し引き1,000千円の経費節減となる。<br/>支払利息は、補償金免除繰上償還に該当する起債を全て借換（年利2%）したとして計上しておりその効果額は、平成20年度12,540千円、21年度19,927千円、22年度22,470千円、23年度18,107千円である。</p> <p>資本的収支<br/>平成19年度から平成22年度までの主な建設改良事業は、石綿セメント管更新事業、緊急時用連絡管事業、与布土浄水場整備事業である。これらの事業は、いずれも国庫補助事業であり、その財源として企業債を起こすものである。<br/>石綿セメント管更新事業 平成11年度から平成20年度<br/>緊急時用連絡管整備事業 平成19年度から平成23年度<br/>与布土浄水場整備事業 平成21年度から平成24年度</p> |

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

| 項 目                                  | 具 体 的 内 容  |
|--------------------------------------|--|
| 1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減          |  |
| ○ 地方公務員の職員数の純減の状況                    | <p>平成17年4月1日現在の朝来市の職員数は503人から52人純減(縮減率10.3%)の451人を集中改革プランの定員管理の数値目標を置き、勸奨退職制度の活用等の取り組みを進めている。</p> <p>課題①「職員の純減や人件費の総額の削減」<br/>平成19年度、水道事業においては正職員が1人減の9人体制となり、実質1人分の人件費の削減となった。平成20年度以降においても正職員9人体制は継続する予定であり、正職員の減員は行政財政改革の一環である。また、施設の維持管理に従事している嘱託職員は、平成20年度には減員となる見込みであり人件費の削減となる。</p> |
| ○ 給与のあり方                             |  |
| ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 | <p>国家公務員の給与構造改革に準じ、平成18年度に見直しを実施した。併せて、地域手当についても国の制度を導入した。地域手当は、未支給としている。従前は調整手当5%を支給していたが、今回の改正により廃止した。</p>   |
| ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方       | <p>技能労務職員の給与については、平成18年4月1日に給料表を改定、平成19年4月1日に特殊勤務手当の一部廃止や支給方法の見直しを行ったところである。今後も適正な給与の運用を図っていく。また、平成20年3月までに市民に分かりやすい形で、技能労務職員の給与のあり方について、その現状・見直しに向けた考え・取組内容などの方針を策定し公表することとしている。</p>  |
| ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方                     | <p>本市において現在、定員の適正化を図る手法として勸奨退職制度(退職時特昇含む)を適用しているが、今後は廃止の方向で見直しを検討しており、遅くとも財政健全化計画期間内(平成23年度)には廃止したい。</p>   |
| ◇ 福利厚生事業のあり方                         | <p>法に基づく負担を行っている。</p>  |
| 2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等  |  |
| ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組            | <p>課題③「維持管費の節減」<br/>有収率の向上は、維持管理費の節減に直結しており、平成18年度の有収率は86.5%であり、目標としている90.0%から3.5%下回っている。計画的な漏水調査の実施や老朽化した施設(管路)の更新を実施し、年々1%の有収率の向上を図り維持管理費の節減に努める。</p>  |
| ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用          | <p>水道事業は、民間に一部業務委託を積極的に推進しており、今後も引き続き民間への業務委託を推進していく。また、業務の全部委託についても、今後検討していく。<br/>平成20年度以降、減員となる嘱託職員が従事している施設等の維持管理については、民間に業務委託する方針である。</p>  |

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

| 項 目   | 具 体 的 内 容   |
|---|---|
| <p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> | <p>課題②「料金の適正化」<br/>合併後の決算における供給単価と給水原価の関係は、原価が単価を上回っており、現行の料金体系が適正であるとは言いがたい状況にあり、それらを解消するために料金を改正し、料金の適正化を図る。料金の算定に当っては次の方法を用いる。<br/>1) 事業の効率的な運営を前提とする原価を基礎とする。<br/>2) 総括原価は、既存の水道施設を維持するとともに拡充強化のための原価を含む。</p> <p>課題④「未収金徴収対策の強化」<br/>平成18年度において条例や要綱に基づき、長期未納者に対して徴収対策（給水停止処分の実施等）を強化した結果、平成17年度と比較して徴収率の向上につながった。平成19年度以降も時効を視野に入れながら、未収金の徴収対策を強化していく。</p> |
| <p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>                       | <p>現在、予算、決算については、広報やHPを通じて公表を行っているが、今後は、財務指標の公表を通じて、水道事業会計の経営状況を公開する必要があると考えている。</p> <p>平成18年度から事務事業の整理（約600事業）、業務ごとの事業費（人件費含む）の把握を行い、担当課による自己評価と各部長や委員長による第三者的な行政評価を試行的に行った。今後は試行的評価で得た課題を整理し、行政評価の本格実施を進めるとともに、評価方法の検証・制度の充実を図り、行政事務全般の見直しに役立てることとする。</p>   |
| <p>5 その他</p>  | <p>課題⑤「職員の意識改革の向上」<br/>平成17年度に本市では、ISO14001を認証取得し、地域で最大規模の事業者であることを認識のし、市民の理解・協力を得ながら計画的に実践している。また現在、ISO9001品質管理・サービス面での認証取得に向け、職員の意識改革の推進を図っている。日本水道協会等が主催する研修会に積極的に参加し、民間的な経営感覚や市民からの質の高い求めに応じられるよう教養を深め、同時により専門的な知識や経営能力等の習得に努める。</p>  |

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

| 課題                         | 取組み及び目標  |
|----------------------------|--|
| 1 職員数の純減や人件費の総額の削減         | <p>(施策Ⅳ－１)「行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減」</p> <p>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>平成17年4月1日の合併を機に正職員10人、嘱託職員1人の11人体制となった。平成19年4月1日現在は、正職員9人(内4月1日現在1人産休、現在育休)、嘱託職員1人、臨時職員1人(産休裏)の11人体制となっており、平成18年度と比べ実質1人減の状態である。平成20年度以降も正職員数は、現状の9人体制が継続する予定であり、正職員の減員は行財政改革の一環である。また維持管理に従事している嘱託職員1人も減員となる見込みである。退職後の維持管理は、民間に一部業務委託する予定である。効果額は、正職員減員分約4,000千円、嘱託職員分約3,000千円</p>   |
| 2 経営効率化や料金の適正化による繰越欠損金の解消等 | <p>(施策Ⅳ－２)「物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用」</p> <p>○維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取り組み</p> <p>集中監視装置での深夜流量等の確認、計画的な漏水調査に努め、漏水の早期発見を図るとともに、老朽化した管路の更新等により漏水を防止することで、計画初年度より毎年度有収率を1%向上を目標に掲げ、有収率の向上を図り、無収水量の削減を図る。その効果として効率的な維持管理が可能となり、動力費・薬品費は年間約500千円の削減が見込まれる。しかし、平成20年度からは、約2,000千円の委託料が必要となる。</p> <p>(施策Ⅳ－３)「コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保」</p> <p>○料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取り組み</p> <p>合併後の決算における供給単価と給水原価の関係は、原価が単価を上回っており、現行の料金体系が適正であるとは言いがたい状況であり、料金の適正化を図るため、料金は次の方法で算定する。なお、料金の改正は平成22年4月を目標としており、今年度から準備を進めていく。</p> <p>算定方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業の効率的な運営を前提とする原価を基礎とする。</li> <li>2) 総括原価は、既存の水道施設を維持するとともに拡充強化のための原価を含む。</li> </ol> <p>料金の改定率は、約15%程度とし、給水人口の減少に伴う収入の減少を補い、経常経費に当てていくものである。</p> <p>平成17年度の実質過年度の徴収率は5.0%で、徴収の強化を実施した平成18年度の徴収率は12.8%となり7.8%向上した。今後も新規未納者の抑制に努め、滞納者については納付誓約による時効の中断を図りつつ、給水停止等の手段も慎重に執行する中で、更なる未納額の徴収強化に努める。</p> <p>平成19年度以降の実質過年度未納額の徴収率は、平成18年度の徴収率を毎年度約2.0%上回るよう努力する。2.0%に見合う徴収額は、約460千円である。</p> |
| 3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等       | <p>一般会計等からの収益的収入に対する基準外繰出(赤字補填)は、平成22年度目標としている水道料金の改正に合わせて解消することとし、改正までの間はその年度の収支のバランスを鑑み、繰り入れの有無を検討することとする。なお、政策的に実施された施策に対する基準外繰出は、引き続き繰り入れを受ける。</p>   |
| 4 その他                      |  |

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

| 課 題            | 目標又は実績        | 平成14年度<br>(計画前5年度)<br>(決算) | 平成15年度<br>(計画前4年度)<br>(決算) | 平成16年度<br>(計画前3年度)<br>(決算) | 平成17年度<br>(計画前々年度)<br>(決算) | 平成18年度<br>(計画前年度)<br>(決算見込) | 計画前5年間<br>実 績 | 平成19年度<br>(計画初年度) | 平成20年度<br>(計画第2年度) | 平成21年度<br>(計画第3年度) | 平成22年度<br>(計画第4年度) | 平成23年度<br>(計画第5年度) | 計画合計    |
|----------------|---------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|---------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------|
| <b>【収入の確保】</b> |               |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
| 2              | 料金改定率         |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    | 15%                |                    |         |
|                | 改善額(料金の適正化)※1 |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    | 106,000            | 106,000            | 212,000 |
| 2              | 未収金の徴収対策      |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 改善額           |                            |                            |                            |                            | 1,900                       | 1,900         | 460               | 920                | 1,380              | 1,840              | 2,300              | 6,900   |
|                | 一般会計負担金の額     |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 改善額(負担金の確保等)  |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 資産の有効活用       |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 改善額(収入増額)     |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | その他( )        |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 改善額           |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
| <b>【経費の削減】</b> |               |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
| 1              | 職員給与費の適正化     |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 職員給与費(退職手当以外) | 107,637                    | 100,064                    | 100,283                    | 84,312                     | 78,334                      |               | 74,000            | 71,000             | 71,000             | 71,000             | 71,000             |         |
|                | 改善額           | 11,917                     | 19,490                     | 19,271                     | 35,242                     | 41,220                      | 127,140       | 4,334             | 7,334              | 7,334              | 7,334              | 7,334              | 33,670  |
|                | 給与水準          |                            |                            |                            |                            |                             |               | 地域手当5→0%          |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 改善額           |                            |                            |                            |                            | 2,080                       | 2,080         |                   |                    |                    |                    |                    | 0       |
|                | 職員数の削減        |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 改善額           | 11,917                     | 19,490                     | 19,271                     | 35,242                     | 39,140                      | 113,143       | 4,334             | 7,334              | 7,334              | 7,334              | 7,334              | 33,670  |
|                | 職員給与費(退職手当)   |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
| 1              | 職員数(人)        | 16                         | 16                         | 16                         | 11                         | 12                          |               | 11                | 9                  | 9                  | 9                  | 9                  |         |
|                | 増減数(人)        | △1                         | △1                         | △1                         | △6                         | △5                          | △13           | △1                | △2                 | 0                  | 0                  | 0                  | △3      |
| 2              | 維持管理費等        | 197,000                    | 233,000                    | 277,000                    | 178,000                    | 166,000                     |               | 170,000           | 172,000            | 171,000            | 171,000            | 170,000            |         |
|                | 改善額(適正化)      | 0                          | 0                          | 0                          | 0                          | 0                           | 0             | 500               | 1,000              | 1,500              | 2,000              | 2,500              | 7,500   |
|                | 工事コスト※2       |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 改善額(縮減額)      |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | その他( )        |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 改善額           |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 累積欠損金比率       |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 増 減           |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 企業債現在高        | 5,323,000                  | 5,370,000                  | 5,211,000                  | 5,039,000                  | 4,961,000                   |               | 4,916,000         | 4,881,000          | 4,892,000          | 5,076,000          | 5,524,000          |         |
|                | 増 減           |                            | 47,000                     | △159,000                   | △172,000                   | △78,000                     |               | △45,000           | △35,000            | 11,000             | 184,000            | 448,000            |         |
|                | 計画前5年間改善額 合計  |                            |                            |                            |                            |                             | 129,040       |                   |                    |                    |                    |                    |         |
|                | 改善額 合計        |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    | 260,070 |
|                | (参考) 補償金免除額   |                            |                            |                            |                            |                             |               |                   |                    |                    |                    |                    | 99,000  |

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

|                            | 平成14年度<br>(計画前5年度)<br>(決算) | 平成15年度<br>(計画前4年度)<br>(決算) | 平成16年度<br>(計画前3年度)<br>(決算) | 平成17年度<br>(計画前々年度)<br>(決算) | 平成18年度<br>(計画前年度)<br>(決算見込) | 平成19年度<br>(計画初年度) | 平成20年度<br>(計画第2年度) | 平成21年度<br>(計画第3年度) | 平成22年度<br>(計画第4年度) | 平成23年度<br>(計画第5年度) |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 給水人口(千人)                   | 35                         | 35                         | 35                         | 35                         | 34                          | 34                | 34                 | 34                 | 34                 | 33                 |
| 年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )  | 4,694                      | 4,595                      | 4,596                      | 4,581                      | 4,506                       | 4,499             | 4,477              | 4,456              | 4,435              | 4,413              |
| 公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)  | 24,570                     | 24,570                     | 24,570                     | 25,290                     | 25,290                      | 25,290            | 25,290             | 25,290             | 25,290             | 25,290             |
| 1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日) | 19,356                     | 19,411                     | 19,573                     | 19,148                     | 16,972                      | 18,128            | 18,040             | 17,954             | 17,868             | 17,781             |
| 最大稼働率(%)                   | 78.8                       | 79.0                       | 79.7                       | 75.7                       | 67.1                        | 71.7              | 71.3               | 71.0               | 70.7               | 70.3               |
| 供給単価(円/m <sup>3</sup> )    | 162                        | 164                        | 163                        | 157                        | 156                         | 154               | 154                | 154                | 178                | 178                |
| 給水原価(円/m <sup>3</sup> )    | 166                        | 176                        | 192                        | 166                        | 163                         | 163               | 161                | 159                | 158                | 160                |

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

○検討体制  
現段階では、担当課及び関係課で検討

○検討の方向性  
簡易水道施設は3箇所・1会計で事業の運営を行っている。統合については簡易水道等施設整備費補助制度が見直されたことで、上水道事業への経営統合を行う方向。

○結論を取りまとめる時期及び実施スケジュール  
平成21年度末に厚生労働省に経営統合計画を提出、28年度末までに経営統合予定。